

市有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 東松山市（以下「甲」という。）と賃借人_____（以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の市有財産の一部（以下「貸付場所」という。）を清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置に使用させるために乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

貸付場所

- (1) 名称 東松山市_____市民活動センター
- (2) 所在 _____の一部（幅_____メートル×奥行_____メートル）
- (3) 数量 自動販売機1台分
- (4) 設置場所 別紙位置図のとおり（番号_____）

（指定用途等）

第3条 乙は、自ら貸付場所に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して事業を行うものとする。また、乙は、当該自動販売機及び付帯設備に係るすべての維持管理を、その責任で行うものとする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。なお、自動販売機の設置及び撤去日は、甲、乙協議の上で甲が指定する日とする。

（貸付料）

第5条 貸付料は月額金_____円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、1月未満の期間に係る貸付料は、1月として算定するものとする。

(行政財産使用料及び電気料金等)

第6条 設置する自動販売機に係る行政財産使用料、電気料金は、前条の貸付料に含むものとする。

(貸付料の支払)

第7条 乙は、第5条に規定する貸付料を、翌月の15日までに、甲の指定する口座に振り込まなければならない。

(売上等の報告)

第8条 乙は、自動販売機の売上個数及び売上金額を、毎月末日ごとにとりまとめ、翌月の15日までに報告書を甲に提出しなければならない。

(違約金の徴収)

第9条 乙は、第7条に定める期限までに貸付料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料の額に年3パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任等)

第11条 乙は、引き渡された貸付場所の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。

2 乙は、貸付場所が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付場所を第三者に転貸し、又は貸付場所の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第13条 乙は、貸付場所を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなけ

ればならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第14条 乙は、貸付場所を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第15条 乙は、貸付場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機若しくは当該自動販売機で販売する商品の毀損又は当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難について、甲の責めに帰することが明らかと甲が認める場合を除き、その責めを負わない。

(実地調査等)

第17条 甲は、貸付期間中、必要に応じて、乙に対し貸付場所や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第18条 貸付期間内においては、甲、乙共に本契約を解除できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付場所を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務に違反したとき。

(2) 本契約に先立ち乙から提出された応募に関する各種提出書類に、虚偽の記載が確認されたとき。

(3) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

- (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (6) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(貸付場所の返還)

第19条 貸付期間が終了したとき又は本契約が解除されたときは、乙は、直ちに貸付場所を甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において貸付場所を原状に回復しなければならない。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、貸付場所を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により貸付場所を甲に返還するとき。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第18条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対し、その補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 第19条の規定により貸付場所を返還する場合において、乙が貸付場所に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙は、これを甲に請求しないものとする。

- 2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第23条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所 埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号
氏名 東松山市
東松山市長 印

乙 住所
氏名 印